

第 148 回及び第 149 回情報通信技術分科会の開催について

第 148 回及び第 149 回情報通信技術分科会については、新型コロナウイルス感染症感染防止対策等のため、情報通信審議会議事規則（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号）第 10 条第 1 項において準用する第 2 条第 3 項の規定に基づき文書による審議として開催しましたので、同項後段の規定に基づき、以下のとおり、これを報告いたします。

1. 第 148 回情報通信技術分科会

(1) 文書による審議期間

令和 2 年 3 月 24 日（火）から同年 3 月 27 日（金）まで

(2) 答申案件の議決日

令和 2 年 3 月 31 日（火）

(3) 議事

<答申案件>

① 「放送システムに関する技術的条件」のうち「FM同期放送の技術的条件」について
【平成 18 年 9 月 28 日付け諮問第 2023 号】

② 「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について
【平成 17 年 10 月 31 日付け諮問第 2020 号】

③ 「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「VHF 帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件」について
【平成 25 年 5 月 17 日付け諮問第 2033 号】

④ 「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「第 5 世代移動通信システム（5G）及び BWA の高度化に関する技術的条件」について
【平成 28 年 10 月 12 日付け諮問第 2038 号】

⑤ 「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「携帯電話を無人航空機等（ドローン等）に搭載して上空で利用する場合の技術的条件」について
【平成 28 年 10 月 12 日付け諮問第 2038 号】

<報告案件>

① 次期グローバルコミュニケーション計画について

(4) 資料及び議事録

総務省ホームページ内、以下の審議会 HP にて御確認下さい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/02tsushin10_04000446.html

2. 第 149 回情報通信技術分科会

(1) 文書による審議期間

令和 2 年 5 月 21 日（木）から同年 5 月 27 日（水）まで

(2) 答申案件の議決日

令和 2 年 5 月 29 日（金）

(3) 議事

<答申案件>

- ① 「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「デジタルコードレス電話の無線局の高度化に係る技術的条件」について

【平成 14 年 9 月 30 日付け諮問第 2009 号】

<報告案件>

- ① 令和 2 年度科学技術関係予算（量子技術及び AI）について
- ② 「UWB（超広帯域）無線システムの技術的条件」のうち「マイクロ波帯を用いた UWB 無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る技術的条件」の検討開始について
- ③ 「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「920MHz 帯小電力無線システムの高度化に係る技術的条件」に対する御指摘事項への回答について

【平成 14 年 9 月 30 日付け諮問第 2009 号】

(4) 資料及び議事録

総務省ホームページ内、以下の審議会 HP にて御確認下さい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/02tsushin10_04000450.html

以上

○情報通信審議会議事規則（平成13年1月17日情報通信審議会決定第1号）（抄）

（会議の招集）

第2条 （略）

2 （略）

3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、会長が招集する次の会議に報告しなければならない。

（分科会）

第10条 情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営については、第2条から前条までの規定を準用する。

2～7 （略）